

令和7年度個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託仕様書（案）

本仕様書は、青森県（以下、「甲」という。）が発注する医療機関向け個人防護具の流通在庫備蓄管理業務を委託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和7年度個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託契約の趣旨

乙は表2及び3に示す甲の備蓄方針に基づき、備蓄する個人防護具を、當時、使用期限が一定期間以上である状態を保ちながら、有事に円滑に払い出しできるよう適切な保管・管理を実施する。

個人防護具の管理については、4に示す「流通在庫備蓄」の手法により行う。

4 流通在庫備蓄について

流通在庫備蓄とは、乙が日常行う病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等（以下、「医療機関等」という。）との取引を活用して、甲が備蓄する個人防護具を使用期限が切れないよう新陳代謝させる管理方式をいう。

具体的には次に示した流れを想定しているが、使用期限が一定期間以上である状態を保ちながら管理できる方式であればこの限りではない。

<流通在庫備蓄方式の流れ>

甲は、乙と予め協議して指定する備蓄倉庫（以下、「指定備蓄倉庫」という。）において、表2の流通在庫備蓄の調達スキーム及び表3の調達数量のとおり乙をして個人防護具を備蓄させる。

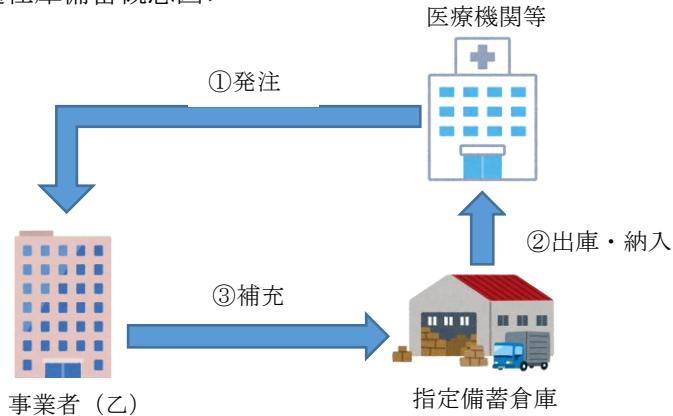
乙は次の新陳代謝の例に従い、甲が求める個人防護具の備蓄量を確保しつつ、個人防護具を新陳代謝させて、常に使用推奨期限が1年以上である状態を維持するよう保管・管理する。なお、指定備蓄倉庫に備蓄する個人防護具の所有権は甲に属する。

(新陳代謝の例)

- (1) 医療機関等から発注があった場合、乙は指定備蓄倉庫から発注に係る個人防護具を出庫・消費し、医療機関等に納入する。
- (2) 指定備蓄倉庫から個人防護具を出庫・消費した場合、乙は後日、出庫・消費した同種類・同等・同数量の個人防護具を指定備蓄倉庫に交換・補充することとする。

- (3) 乙は指定備蓄倉庫の個人防護具ごとの数量、使用推奨期限を管理し、(1)～(2)を繰り返し行う。なお、(1)の出庫は、指定備蓄倉庫にある使用推奨期限が最も古い個人防護具から行う(先入れ先出しとする)。
- (4) (1)～(3)の一連の先入れ先出しによる新陳代謝を「流通在庫備蓄管理」とする。

<流通在庫備蓄概念図>



5 業務委託の内容

乙は、次に掲げる(1)～(4)の項目について、甲と協議しながら委託業務を実施すること。

(1) 流通在庫備蓄用個人防護具管理業務

甲が流通在庫備蓄として備蓄する個人防護具の管理を行う。

ア 新陳代謝

- ① 乙は、甲が流通在庫備蓄として指定備蓄倉庫で備蓄する個人防護具を、乙が日常行う医療機関等との取引を活用して、使用推奨期限が一定期間以下とならないよう、先入れ先出しにより新陳代謝させるものである。

※ 新陳代謝のために出庫する個人防護具と入庫する個人防護具の数量及び時期が常に一致していなくても差し支えない(常に甲が求める個人防護具の備蓄量が備蓄されている範囲で、まとめて出庫又は入庫して構わない。ただし、年度末時点で、当該年度の出入庫の数量が一致するようにすること)。

※ 流通在庫備蓄の仕組みと流れの具体例については、別紙1「流通在庫備蓄方式の仕組みと流れ」のとおり。

- ② 乙は、新陳代謝により流通在庫備蓄として指定備蓄倉庫で新たに備蓄する個人防護具の検品を行う。

イ 流通在庫備蓄用個人防護具の種類及び数量

- ① 流通在庫備蓄を行う個人防護具の種類及び保管・調達数量は表1のとおりとする。
- ② 各個人防護具の規格については概ね、別紙2「流通在庫備蓄用個人防護具規格」のとおりとする。なお、各個人防護具の選定については、新型コロナウイルス感

染症まん延時の実績、県内医療機関のニーズ等を踏まえるものとする。

- ③ 乙は表1に示した数量の個人防護具を調達して、契約期間終了までに指定備蓄倉庫に入庫し、流通在庫備蓄を開始する。
- ④ 対象となる個人防護具は、流通在庫備蓄により新陳代謝を行うため、乙が日常の取引等で商流を確保できるものとする。
- ⑤ 事前に甲の承認を得られた場合に限り、同程度の機能・単価であるものや後継品等合理的な理由により、仕様を満たす個人防護具に変更することは差し支えない。
- ⑥ 備蓄する医療用ガウンはアイソレーションガウン又はプラスチックガウンのいずれかとするが、プラスチックガウンが望ましい。
- ⑦ 備蓄する非滅菌手袋のサイズ（S：M：L）ごとの数量割合は、概ねS：M：L=3：5：2とし、素材はニトリル又はPVCとするが、ニトリルが望ましい。

表1 令和7年度流通在庫備蓄を行う個人防護具の種類及び保管・調達数量

種類	数量（単位：枚）
サージカルマスク	328,500
N95マスク	16,000
医療用ガウン（アイソレーションガウン又はプラスチックガウン）	60,700
フェイスシールド	20,000
非滅菌手袋（ニトリル又はPVC）	1,173,000

（2）流通在庫備蓄用個人防護具の数量管理

乙は各月終了後の翌月10日までに、当該月における流通在庫備蓄で管理する物品の種類ごとの品目・数量及び入出庫の状況が記載された管理状況報告書を提出すること。

（3）個人防護具の備蓄場所の管理

ア 備蓄倉庫における流通在庫備蓄

- ① 指定備蓄倉庫において、乙は表1の備蓄数量で保管できるスペースを確保し、「5（1）イ③」で調達した個人防護具を備蓄する。
- ② 指定備蓄倉庫は乙が所有する倉庫等に限らず、他社が所有する倉庫も可能とするが、当該他社との倉庫契約等は乙の責任において行うこと。また、当該倉庫契約に係る費用は、乙の負担とする。
- ※ 個人防護具が保管されていることは非公開であることに留意して他社倉庫との契約を行うこと。
- ③ 指定備蓄倉庫は原則青森県内に所在地を有すること。ただし、甲と乙で協議の上決定した場合はこの限りではない。
- ④ 個人防護具の新陳代謝の作業等に伴い、自社の倉庫等に一時的に保管することは差し支えない（ただし、その場合でも流通在庫備蓄管理する数量の半数程度は、常に指定備蓄倉庫に置くこと。）が、甲が個人防護具の供給等の指示をした場合

には、速やかに指定備蓄倉庫に納入すること。一時保管場所として、自社の倉庫等を活用する場合は、指定備蓄倉庫と同程度の下記のイで示す保管環境（屋外や直射日光があたる場所、高温・多湿な場所等は不可）である場合に限る。

イ 備蓄倉庫の設備等

- ① 個人防護具の備蓄は、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 3 条の登録を受けた一類倉庫において行うこと。
- ② 保管倉庫内部に火気発生要因がないこと、また、消防法令上の対象となる倉庫は同法令に従い、火気発生時の早期発生装置を備え、消火設備等を完備していること。
- ③ 外部からの敷地内への侵入対策がとられ、24 時間の監視体制があること。
- ④ 保管倉庫内は直射日光が保管品に当たらず、高温・多湿により保管品が変質する恐れのない環境であること。
- ⑤ 直接床置きせず、荷台（パレット等）を使用すること。
- ⑥ 製品、ロット及び使用推奨期限の管理ができるように保管すること。

6 実績報告

乙は業務終了後には、業務実施内容等をまとめた業務完了報告書を作成し提出すること。なお、業務完了報告書には委託業務に要した経費の根拠資料を添付すること。

7 留意事項

- (1) 個人防護具が保管されていることは非公開とすること。
- (2) 委託業務を統括する責任者を置き、甲と常時連絡が取れる体制とすること。
- (3) 乙は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに甲と協議を行い決定するものとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない細部については、甲の指示に従うこと。
- (5) 委託業務の実施にあたっては関係法令を遵守すること。
- (6) 委託業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。なお、委託業務の一部を委託し又は請け負わせる場合については、事前に書面により申出を行い、甲の承諾を得るものとする。
- (7) 流通在庫備蓄する甲所有個人防護具の中で、使用推奨期限が 1 年未満となった個人防護具は、乙の責任において、当該個人防護具の廃棄等を行うとともに、廃棄等を行った個人防護具と同じ個人防護具を補充すること。なお、当該廃棄等及び補充に係る一切の費用は、本契約に含まれず、乙の負担とする。
- (8) 感染症の感染拡大等により医療機関等への個人防護具の発送が必要な場合は、甲と乙で別途協議を行う。
- (9) 乙独自の取組がある場合は、甲と協議をした上で実施すること。
- (10) 甲は、表 2 及び 3 のとおり、令和 7 年度から 10 年度にかけて別途個人防護具を順次調達し、流通在庫備蓄を行う備蓄量を増やしていく予定であるため、令和 10 年度までの備蓄量分を継続的に流通在庫備蓄できる体制が取れることが望ましいこと。

なお、令和8年度以降の流通在庫備蓄についての契約が甲と乙で締結できなかった場合における本契約終了時の個人防護具については、委託期間終了後、甲の指定する者に速やかに引き渡すものとする。また、引き渡すまでの間も適切に保管、管理するものとする。なお、引き渡すまでの保管、管理に係る契約は別途契約することとする。

表2 令和7年度から10年度の流通在庫備蓄の調達スキーム

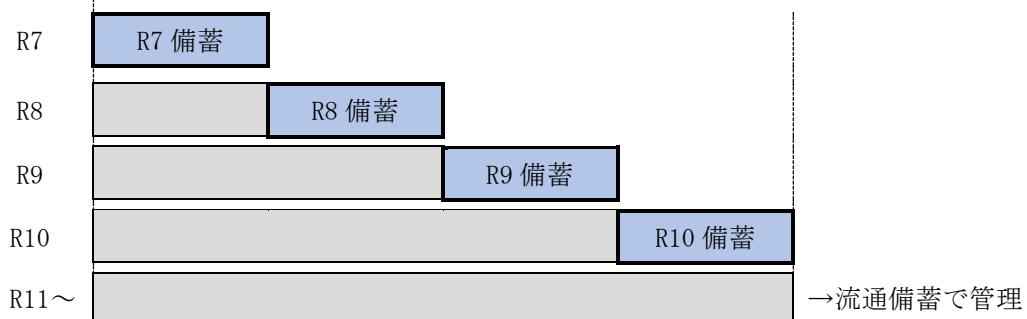


表3 令和7年度から10年度の流通在庫備蓄の調達数量及び管理数量（予定）

(単位：枚)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量
サージカルマスク	328,500	328,500	169,500	498,000	169,500	667,500	169,500	837,000
N95マスク	16,000	16,000	0	16,000	0	16,000	0	16,000
医療用ガウン	60,700	60,700	6,100	66,800	6,100	72,900	6,100	79,000
フェイスシールド	20,000	20,000	0	20,000	0	20,000	0	20,000
非滅菌手袋	1,173,000	1,173,000	573,000	1,746,000	573,000	2,319,000	573,000	2,892,000

※調達数量：流通在庫備蓄管理を導入するために別途調達する個人防護具のこと

※管理数量：各年度における流通在庫備蓄管理の総量のこと

別紙 1

流通在庫備蓄方式の仕組みと流れ（参考イメージ）

<サージカルマスク（26,900枚）を流通在庫備蓄する場合>

1 調達・備蓄

青森県（以下、「甲」という。）は、医療機関向け個人防護具を流通在庫備蓄管理する業務を委託する者（以下、「乙」という。）をして、計画的にサージカルマスク26,900枚を指定備蓄倉庫に調達し、備蓄させる。当該サージカルマスクの所有権は甲が有する。

2 流通在庫備蓄管理

乙は、次の方法で、指定備蓄倉庫で備蓄している1で調達したサージカルマスクを新陳代謝して管理する。

- (1) 医療機関等からサージカルマスク2,000枚の発注があった場合、発注に係る同種のサージカルマスクで、指定備蓄倉庫で備蓄しているサージカルマスクの中で最も古いサージカルマスク2,000枚を出庫・消費し、当該医療機関等へ納入する。
- (2) 指定備蓄倉庫から当該サージカルマスクを出庫・消費した際、乙は、自社の在庫から、後日、それと同種類・同等・同数量のサージカルマスクを返還・補充する。
- (3) 補充され甲の所有となったサージカルマスク2,000枚を指定備蓄倉庫で備蓄する。
- (4) この一連の先入れ先出しにより新陳代謝を行い、指定備蓄倉庫で備蓄している甲の所有するサージカルマスクを使用推奨期限が1年を切らないように管理する。この流通在庫備蓄の業務を、甲が乙に委託し、必要な経費を委託料として支払う。

流通在庫備蓄用個人防護具規格

調達及び流通在庫備蓄を行う各個人防護具の規格（求める性能等）は概ね以下のとおりとする。なお、各規格を満たすことの証明を求められた際には、証明に係る書類を提出する等の対応をすること。

1 全個人防護具共通

(1) 規格

- ア 製造から使用推奨期限までの期間が5年間以上であること。
- イ 入庫時に使用推奨期までの残りの期間が4年間以上であること。
- ウ 不良品でないこと。
- エ 平時から医療機関等又は卸売販売者における納入実績があること。
- オ 流通在庫備蓄により新陳代謝を行うため、日常の取引等で商流を確保できるものであること。

2 サージカルマスク

(1) 規格

- ア 日本産業規格（JIS）の医療用マスク（サージカルマスクに相当するもの）についての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラスII適合品、ASTM-F2100 レベル2適合品又はEN14683 Type II R適合品であること。
- イ 全国マスク工業会「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。
- ウ 単回使用であること。
- エ ゴム紐の装着感に配慮されたものであること。
- オ ノーズワイヤーは、任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものを推奨とする。
- カ 耳掛け式のこと。
- キ マスクのサイズはレギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているもの（JIS(T9001)「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法・解説」の「5.1 マスクの大きさの目安」において「普通サイズ」とされているものに概ね沿った大きさであるもの）とする。

3 N95マスク

(1) 規格

- ア 労働安全衛生法に基づく使い捨て防じんマスクの国家検定規定D52適合品、NIOSH規格N95適合品又は日本産業規格（JIS）の感染対策医療用マスクについての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9002】」タイプI適合品であること。
- イ JIS T9002適合品においては、全国工業会「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規

定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。

- ウ 調節式の締め紐がついているもの又はこれと同等のフィット性能を有しているものであること。
- エ 排気弁を持たないものであること。
- オ マスクはレギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているものであること。

4 フェイスシールド

(1) 規格

- ア シールド部のサイズは W230×H180 以上とし、目、鼻、口がガードできる形状であること。
- イ シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。
- ウ 道具などを使用せず組み立てが可能であること。
- エ 眼鏡及びマスクと併用が可能であること。
- オ 着用時に小走り等で、ずれが生じないものであること。
- カ 対応する者の飛沫が着用者のフェイスガードの内部に入りにくい形状であること。
- キ 内側が曇り止め加工してあること。
- ク 素材の性質により使用期限の設定がないもの。

5 医療用ガウン

アイソレーションガウン又はプラスチックガウンのいずれかとし、それぞれ次の規格を満たすこと。

(1) アイソレーションガウンの規格

- ア 耐水性については AAMI (米国医科器械振興会) PB70 レベル 2 の製品と同等程度であり、かつ、十分な撥水性を有すること。
- イ 生地は不織布を使用していること。
- ウ 長袖で袖口がリブニット又はゴムバンドで絞られていること。
- エ 割烹着型(前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができる。ただし、首元が開きすぎていないこと。)
- オ 身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。首の後ろの紐で固定し、首を通すことなく脱げるものであること。
- カ 丈の長さは 100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

(2) プラスチックガウンの規格

- ア 防水性を有すること。
- イ プラスチック製であること。
- ウ 長袖であって、袖のズリ上がり対策として袖口がリブニット又はゴムバンドで絞られていること。

- エ 割烹着型（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び一定程度背面を覆うことができる。ただし、首元が開きすぎていないこと。）
- オ 身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。切り込み（ミシン目）は背面のみとし、首を通すことなく脱げるものであること。
- カ 丈の長さは 100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

6 非滅菌手袋

ニトリル手袋又は PVC 手袋のいずれかとし、それぞれ、次の規格を満たすこと。

(1) ニトリル手袋の規格

- ア 指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた形状であること。
- イ 素材は二トリル（原材料：石油）であること。
- ウ パウダーフリーであること。
- エ 一般医療機器（クラス I）の届出をしていること。
- オ JIS 規格 T9115、ASTM 規格 D6319 又は EN 規格 EN455 に適合した製品であること（ただし、滅菌処理の必要はない）。
- カ サイズは S, M, L の 3 種類とする。

(2) PVC 手袋の規格

- ア 指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた形状であること。
- イ 素材は塩化ビニル（PVC）であること。
- ウ パウダーフリーであること。
- エ 一般医療機器（クラス I）の届出をしていること。
- オ JIS 規格 T9116、ASTM 規格 D5250 又は EN 規格 EN455 に適合した製品であること（ただし、滅菌処理の必要はない）。
- カ サイズは S, M, L の 3 種類とする。